

# 全 現業職員部 教 ニュース



2018年 4月25日 第122号

発行：全日本教職員組合  
現業職員部

〒102-0084

東京都千代田区二番町12-1

Tel. 03-5211-0123 Fax. 03-5211-0124

E-mail gengyo@educas.jp

## 学校用務員への トップランナー方式導入を批判

参議院総務委員会が3月28日、地方税・地方交付税法等改定案を採決、可決しました。これに先立つ質疑で、日本共産党の山下芳生議員が学校用務員業務への「トップランナー方式」導入を批判し、地方交付税の法定率引き上げなどを求める反対討論をおこないました。

トップランナー方式について

山下議員：2016年度から導入されたこの方式によって、基準財政需要額の算定の経費水準の見直しがされるわけだが、これまで減額された総額はいくらか。

政府参考人（黒田武一郎氏）：平成28年度より地方交付税の算定においてトップランナー方式を導入し、多くの団体が業務改革に取り組んでいる業務について、その経費水準を基準財政需要額の算定基礎としている。このトップランナー方式の導入による平成28年度から30年度までの基準財政需要額の累計での減少額は1,387億円となる見込み。

山下議員：今回議論したいのは学校用務員の事務だが、学校用務員の事務についても昨年度からトップランナー方式によって算定の水準が削減されているが、まず文部科学省、今日副大臣に来ていただいているが、学校用務員事務とはどのような業務か。

文科副大臣（丹羽秀樹氏）：学校用務員の業務については、学校教育法施行規則第65条において「学校の環境整備その他の用務に従事する」と規定されている。一般的に学校用務員の方々は、校舎、学校の施設整備の清掃やさらには整頓等の環境整備などの用務に従事しているが、各学校の状況に応じて、学校を円滑に運営していくために必要な職務を担当させていただいている。

山下議員：資料（p.4参照 現業職員部のリーフ）をお配りしている。2枚目に学校現業職員のことをイメージできるようなニュースを配布させていただいた。この下の方に手記みたいなものがあるが、上の「学校の技師さん」秋田県立高校勤務、Tさんが書かれたことだ。「皆さんは学校に技師さんと呼ばれる人たちがいるのを知っていますか。昔は用務員さんとか、おじさんと呼ばれたりしますが、秋田県の県立高校では技能技師、通称、技師さんと呼ばれています。技師さんの仕事は通常、環境整備という言葉で表現されます。ううん、技師さんとしては、そんなに簡単に4文字で表現してほしくないと思えるほどたくさんたくさんやるべきことがあるのです。例えば学校の施設設備を日々点検し、壊れたところ、壊れそうなところを修繕したり整備したり、校舎のお医者さんか、校舎内外を清掃したり、また春から秋までは草刈り、冬は除雪作業、毎日のごみ管理、灯油・重油の管理と、まあこんなのは基本中の基本。だいぶ前からなのですが、学校も予算がどんどん削減されてしまって、今では外注していたような仕事も技師さんがお願いされるようになりました。お金がないときこそ技師さんは大活躍なのです。私たちは、学校にやっぱ

りちゃんとした正規の技師さんが必要だと思います。見えるところ、見えないところで生徒たちと伝統ある学校のために一生懸命働く技師さんを学校からなくしてはいけないと思うのです。生徒を評価しない立場でありながらも生徒の日々の様子や行動にさりげなく目を配り、学校生活の安全を誰よりも真面目に考えている職員が学校の中にいることをもっともっとたくさんの人に知ってもらいたいと思うのです」という手記で、私、これ読んで、私の高校時代にもこういう方がいたなということ思い出した。副大臣、こういうこの手記を読まれて、感想はいかがか。

文科副大臣：先生のこの技師さんという方は、私も正直、今日初めて知ったわけだが、いまだ私も用務員さんの世代だったので、技師さんという言葉初めて知った。まさに学校現場の子どもたちのために環境整備、本当に技師さんによって学校が通常業務ができるような環境を整えていただいている、日陰に、ひなたに非常に素晴らしい仕事をされていらっしゃる方々だという印象を受けた。

山下議員：総務省にうかがう。この学校用務員の事務がトップランナー方式により算定減額されている。今回の法案ではいくら削られるのか、また5年間で終了することになっているが、5年間で削減される学校用務員の算定の減額の総額はいくらになるか。

政府参考人（黒田氏）：この学校用務員事務に係る地方交付税の算定については、平成28年度からトップランナー方式を導入して、5年かけて段階的に経費水準を見直すこととしている。具体的には、1校あたりで、市町村分の小学校費と中学校費については、370万7千円から292万7千円に、高等学校費は735万3千円から615万2千円に、また、道府県分の高等学校費については、719万6千円から615万2千円に、特別支援学校費は573万1千円から505万1千円になる見込みだ。基本的には、これを5年間で分割して減額していく。また、この基準財政需要額の減

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容					見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
		経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)	段階補正の見直し			
		見直し前年度 (H28導入分：平成27年度) (H29導入分：平成28年度)	平成30年度	見直し終了年度					
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円) /1校	3,239(千円) /1校	2,927(千円) /1校	○	5	民間委託等		
	中学校費	3,707(千円) /1校	3,239(千円) /1校	2,927(千円) /1校	○				
	高等学校費	7,353(千円) /1校	6,633(千円) /1校	6,152(千円) /1校	○				
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	139,129(千円)	139,129(千円)		3			
H28導入分	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	44,359(千円)	44,359(千円)	○		○	3
	◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き	○			-
	◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き	○			-
	◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○			-
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	29,441(千円)	○		○	3
◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	6,840(千円)の減	11,398(千円)の減	○	○	5	庶務業務の集約化	
◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、税務関連システム、福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	13,265(千円)	13,265(千円)	○		3	情報システムのクラウド化	
	徴税費	32,030(千円)	24,160(千円)	24,160(千円)					
	包括算定経費	36,204(千円)	27,309(千円)	27,309(千円)					
H29導入分	◇公立大学運営	理科学部	1,694(千円) /人	1,600(千円) /人	1,460(千円) /人	○		5	地方独立行政法人化
		保健系学部	1,938(千円) /人	1,830(千円) /人	1,668(千円) /人				

少額については、5年間の累計で282億円と見込んでいる。

**山下議員**：ちょっと数字ばかりでわかりにくかったと思うが、例えば小中学校1校あたりは、5年たったら78万円減額されるということになるわけだ。2016年度、370万円から292万円へと2割カットされることになる。そこで聞くが、これまでである自治体の業務についてトップランナー方式を導入するかどうか決める際は、民間委託化が大半の自治体で行われている業務という説明をされてきた。学校用務員の民間委託化はどれほどの自治体で進められているのか。

**政府参考人（山崎重孝氏）**：平成29年4月1日現在で、全団体を母数とした場合の学校用務員事務の民間委託を実施している団体の割合は、都道府県で34.0%、指定都市で35.0%、市区町村では22.2%となっている。

**山下議員**：30%台、あるいは市町村では22%台ということだ。だからそんなに民間委託って進んでいない。大半の自治体が民営委託化されているということになっているのに、なんでこれ学校用務員をトップランナー方式として対象にしちゃったのか。

**政府参考人（黒田氏）**：この学校用務員事務については、ご指摘のとおり、この民間委託事務がそれほど高くないという数値もあるが、非常勤職員の活用も含めると業務改革を実施している団体が多いことから、平成28年度からトップランナー方式を導入した。そのために、平成27年度に私どもの方でも抽出調査をした。その結果では、非常勤職員の活用も含めて民間委託等により業務を実施している学校の割合が小中学校では63%、高等学校では56%、特別支援学校では51%であったということをおまえて導入を決定した。

**山下議員**：これまでトップランナー方式が導入された業務で、非常勤化しているところまでカウントしてたくさん民間委託化等されているというふうにカウントしたところ、業務はあるか。

**政府参考人（黒田氏）**：この抽出調査によって判断したという形でとっているのはこの学校用務員だけだ。

**山下議員**：民間委託が大半の自治体でやられている業務はトップランナー方式になったところもあるが、民間委託が2割とか3割なのに、非常勤が広がっているからといってトップランナーにしたところはない、ほかの業務は。そんなことをやっていいのかと。トップランナーの悪用だ、これは、と私は言わざるをえない。それで結局これは、私、総理が世の中から非正規という言葉がなくしたいと、こう一方で言いながら、学校用務員は、これトップランナーにされたら民間委託よりも非常勤化になる。やっていることが総理の言っていることと違うことになっているということも指摘しておきたい。今日は、学校用務員が、先ほどの手記にもあったが、さまざまな業務に関わりながら、円滑な学校の運営を支えている、教師とは違った角度で子どもたちの成長を支えている大事な業務を担っていると。学習権、発達権を教育条件整備の面から保障する仕事をされているということが、やはりこれがトップランナーで維持できるのかというのが私は一番問題だと思っている。私が具体的に用務員の方々から聞いた仕事の中身だが、例えばごみの処理だ。これ、民間委託しようと思ったらできる。ごみの処理だけ民間委託している自治体もある。しかし、そういうところは業者に委託した場合は生徒との関係はつくられない。ただ見ているだけだ。しかし、市の職員の用務員の方だと、分別ごみの仕方など声をかけながら、ごみという日常生活の1つの行為を通じて指導したりほめたりしながら関わっていると。それから、例えばある用務員の方が言っていた。生徒がふざけて校舎の板を壊しちゃったと。そうすると先生とも相談して、その子といっしょに修理をしたと。2時間修理をする中で、その子どもが変わっていった、その後も声をかけるなどのつながりができてきた。あるいは、特別支援学校で玄関から廊下を通って寒気が教室に入るために寒いと。そこで、廊下にビニールカーテンで仕切るようにして暖かくなったと喜ばれたなどなど、もう非常に、細かいことかもしれないが、子どもの生活あるいは学習環境がよくなるようなことを、そしてそのことを通じて子どもに新たな成長が促されるような役割を果たしてくれている。学校のことをよく分かっている、子どもたちのために、また教師



のために何ができるかをいろいろ考えて、学校生活を支える力になっている。外注すればお金がかかることを、技術を生かして工夫して節約にも貢献をしている。これは今度は野田総務大臣にうかがいたいと思うが、こういう学校用務員の仕事、非常に重要だと思うが、いかがか。

**総務大臣：**確かに学校用務員の方々というのは、今委員ご指摘のように、学校内の巡視などの安全確保とか清掃などの環境整備、または学校の施設設備の保守点検、さまざまな業務を行っているし、他にも学校の運営に必要な業務に従事されているということは認識している。トップランナー方式については、先ほど局長の説明があったが、そういう用務員のすばらしさ等々とあわせて、地方財政がまだ引き続き依然として厳しいんだと、厳しい状況にある中で、地方が効率的、効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託等の業務改革の推進に努めることは重要だと。そういう流れの中で業務改革の取り組みを進めているのが地方団体だと思う。学校用務員の事務については、トップランナー方式というのは民間委託等ということであって、今民間委託と併せて非常勤の総合的にどれだけ取り組んでいるかということが斟酌になっているので、そういった意味ではすでに取り組んでいる団体があるということをもふまえてトップランナー方式の導入というふうにあいなくなってきたわけだ。いずれにしても、地方交付税というのは言うまでもなく使途が制限されない一般財源であり、トップランナー方式の対象業務というのは、どのような手法で実施するかはもう各地方団体において自主的に判断されているものだと思う。それぞれの地方団体において、それぞれの地域の実情をふまえて、自主的、主体的に業務改革に取り組んでいただければと思う。

**山下議員：**子どもたちにとって学校というのは、学習の場であるとともに、1日の3分の1を過ごす生活の場でもある。だからそういう中にこの用務員という、成績とか評価をするために子どもを見る先生たちとはまた別の視点で、評価しないでふれあうそういう方がいるというのは、非常に学校が豊かな子どもたちにとって過ごせる時間になる。私もさっき思い出したと言ったが、高校時代に本当に用務員の方、おじさんだった、よく声をかけていただいて、それから励まして

くれて、いろいろ落ち込んでいるときには、こちらの方からいろいろ対人関係の悩みなんかを相談することもできた。もうオアシスのような存在だったと思っている。これ、学校用務員の方に聞くと、震災のときにはもうなくてはならない役割をこの方々は果たしておられる。これも手紙に、その下の手紙にかいてあることだが、宮城のある高校では、「**学校の外壁 150 cm まで水が押し寄せてきた。校舎内に残された職員や生徒の安否確認をした。まずはボット、やかん、とにかく水をくめるものを集め飲料水の確保をして、ストーブ、灯油、毛布を集めて2階以上に上げ、ヘリコプターに急病人の搬送をし、近くのスーパーまで物資をもらいに行き、近隣の公共施設を回り、生徒の安否確認の情報集めをするなどした。学校長から勤務の解除命令が出たのは1週間後だった**」と。こういう役割をできたのは、これはやっぱり民間委託されたり非常勤の方だけではなかなかしにくいと思う。

## もっと知ってほしい 子どもと教育を支える 学校現業職員のこと

**一般業務**…校地の緑化、環境整備、ゴミ処理、施設の補修・修繕など、学務・教育環境の整備を日常的にすすめる業務を行っています。また、ゴミの分別などのリサイクル活動、文化祭・体育祭などの振助など、多岐にわたる教育的役割を果たし、教員とは違った観点で、児童・生徒の発達・成長にかかわっています。



**特別支援学校のスクールバス係員**…スクールバスの安全運行と、車内外の日々の安全・安心な環境をつつていく業務です。知的障害・肢体不自由・重症障害等の児童・生徒が乗車しており、専門性が必要とされる職種です。バス停で待っている児童・生徒と保護者へ、笑顔で明るく元気にあいさつして迎えることを大切に心がけています。



**農場作業員**…農業実習を通じて、生徒に自然と人間のかわり合いを伝え、耕作の知識・技術の習得を援助する役割を果たしています。植物、動物など自然が相手の業務であり、日々の作業も中期的・長期的な見直しをもって行うことが求められます。



**給食調理員**…小・中学校、定額制高校、特別支援学校などでの給食調理を通じて、子どもたちの健康の土台づくりを担っています。特別支援学校では障害に応じた調理の工夫など、専門的な知識・技術が求められます。また、食堂で子どもたちのふれあいを通じて、子どもたちの心と体の成長に大きくかかわっています。



**給船甲板員**…水産高校の乗組員の業務にたずさわっています。船の運航、航海計画（見張り）、メンテナンス（メンテナンス）に關する仕事、出入港に関する作業を通じ、生徒たちと交流をはかりながら、安全な船の運航を担っています。

学校の技術士  
教員と連携して、生徒の学習活動をサポートしています。また、学校の施設設備の保守点検や、環境整備などの業務も担当しています。

東日本大震災発生後、被災校の支援活動として、被災校の施設設備の保守点検や、環境整備などの業務も担当しています。また、被災校の生徒たちの学習活動をサポートしています。

災害など緊急の事態の際にもこういう役割を果たしているわけだが、こういう役割が継承できなくなるんじゃないかというふうに言われている。文部科学副大臣にうかがうが、文部科学省として図書館などのトップランナー方式の導入は認めなかった。これは、いろいろ教育上の問題点などを考慮されてのことだったと思うが、その結果、多くの自治体、市民、子どもたちから喜ばれている。子どもと学校にとって、また安全な地域にとって非常に大事な役割を担っておられる学校用務員、これが、このままトップランナーがどんどん広がっていったら、この役割が担いきれなくなっているのではないか、しっかり交付税として、トップランナー方式ではなくて、平均的にやっておられるところの水準で交付税措置されるべきだと思うがいかがか。

**文科副大臣：**委員の資料を私も拝読させていただき、特に災害時には学校の現場も非常に混乱する。そういったとき、教師の目線ではなくて、学校技師さん、用務員の方々が生徒の目線で、安心、安全の確保を担っていただけるということは非常に学校現場としても、また学校現場を所管している文部科学省としても非常にありがたいことだと思っている。また、委員の質問の中で、トップランナー方式が私は悪いとは思っていない。ただ、質の高いトップランナーをどのように学校現場で導入していくか、それによって、生徒と一体となって、また学校と一体となってどのような運営をしていくか。これこそが、まさにこのトップランナー方式に求められている学校現場の課題ではないかと考えている。

**山下議員：**学校用務員の評価をしっかりといただきながら、トップランナー方式については矛盾ないんだというご発言だったが、この認識は、それでいいのかと思う。つまり、例えばトップランナー方式が導入された学校用務事務が、ところでどうなっているのかということ、それを請け負った民間の業者は、その働く人に対して子どもと関わるなという指導をしている。特定の子どものと話をするな、子どもを目を合わせるなという指導をしている。それは、そういうことをやっているところもある。やはり、学校の教師とともに学校の職員としていっしょに子どもたちを見守るという立場ではないからだ。清掃業務だとか校舎の修繕業務だとかを請け負った人たちだからだ。そういう視線で子どもたちに接するまなざしがまったく違う。質の高いトップランナーというのはあり得ない。学校の現場で、そのことをしっかりと受け止めていただきたい。だから1つ提案がある。学校現場で、学校用務員がトップランナー方式によって民間委託されたり非常勤化されたところの実態がどうなっているのか、今副大臣が言われた非常に重要な役割がちゃんと維持、継承されているのかどうか、実態調査すべきでないか。

**政府参考（下間康行氏）：**ただいま議員からご指摘があった震災の際の学校用務員の役割については、大変重要なものがあるということがあった。そうした中で、学校におけるこうした学校用務員が果たす役割がさまざまな各自治体の取り組みの中でどのように果たされているかということ行政としての的確に把握をしていくことは大変重要なことであろうかと思う。行政として、その学校における学校用務員の役割がどのように果たされているのかということ把握をしていくことは大変重要なことであるというふうに認識をしている。

**山下議員：**トップランナー方式によって民営化、非常勤化されたところでどうなっているか、継承されているのかを調べるべきじゃないかという提起だ。

**政府参考人（下間氏）：**トップランナー方式を導入するかどうかということについては、それぞれの自治体の判断もある。そうした中で、取り入れているところ、また学校用務員がどのような現状にあるのかということは、また総務省とも連携しつつ、実態の把握に努めていきたいと考えている。

**山下議員：**総務省と協力して実態調査をしていただきたい。そしてこれは、この方式はもうやめるべきだと、大胆に見直すべきだということを申し上げる。